

歯科口腔保健の推進に関する条例（案）の概要について

1. 条例制定の理由

健幸のまち宣言によって、生活習慣病予防について等の健康への関心が高くなっていますが、歯科保健については市民の意識も偏りがある状況です。日高市健康増進計画の中でも歯科保健の充実についての目標を掲げており、さらに取り組みを進める必要があります。

こうした現状を踏まえて歯科保健事業を推進するために、新規に日高市歯科口腔保健条例を制定するものです。

2. 条例の概要または要旨

(1) 条例案は別紙

(2) 条例の体系 第1条（目的）から第9条（委任）までの全9条

- ・ 第1条 目的
- ・ 第2条 基本理念
- ・ 第3条 市の責務
- ・ 第4条 市民の役割
- ・ 第5条 歯科医療等業務従事者の役割
- ・ 第6条 関係機関等の役割
- ・ 第7条 事業者の役割
- ・ 第8条 基本的な施策
- ・ 第9条 委任

(3) 条例の内容

日高市と歯科医師会や歯科衛生士会といった関係団体が協働して、検診や普及啓発事業を実施し、市民が主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組めることで、健幸のまち宣言の「自分のからだを知り、生活習慣を改善して、病気を予防する」ことにつなげます。

3. 根拠（関係）法令等の名称

国：歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年制定）

県：埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例

4. 施行日

令和7年4月1日から